

## 低所得者の第 1 号保険料の軽減強化について

### 1 経緯

消費税による公費を投入した、低所得の第 1 号被保険者に係る介護保険料の軽減強化につきましては、2015 (平成 27) 年 4 月から一部実施を行っていますが、2019 (平成 31) 年 10 月からの消費税の引き上げにあわせて、更なる軽減強化が図られることになりました。

### 2 対象者

所得段階が第 1 段階～第 3 段階の第 1 号被保険者 (住民税を課税されている者が世帯内にいない=住民税非課税世帯者)。

※ このうち、第 1 段階については、2015 (平成 27) 年度より軽減の一部実施を行っています (第 1 段階の方のみ、年間の保険料率を 0.05 軽減)。

### 3 軽減対象年度及び軽減率

2019 (平成 31) 年度の保険料より軽減を実施します。消費増税の実施は年度途中の 2019 年 10 月のため、2019 年度の保険料については半年分を軽減し、2020 (平成 32) 年度以降に完全実施 (通年対応) となります。詳細は下表のとおりです (別紙「概要図」も参照ください)。

**表 1 住民税非課税世帯者に係る第 7 期の年間介護保険料額一覧**

所得段階	対 象 者	本 則		2018(平成30)年度		2019(平成31)年度 (2019.10月～半年間で軽減)		2020(平成32)年度 (通年で軽減)	
		保険料率	保険料額	保険料率	保険料額	保険料率	保険料額	保険料率	保険料額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方、住民税非課税世帯で「合計所得金額(※1)から年金収入に係る雑所得を控除した額+年金収入額」が80万円以下の方	0.45	29,100	0.40 (-0.05) ※2	25,900	<b>0.325</b> <b>(-0.125)</b>	<b>21,000</b>	<b>0.25</b> <b>(-0.2)</b>	<b>16,200</b>
第2段階	住民税非課税世帯で「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を控除した額+年金収入額」が80万円超、120万円以下の方	0.60	38,800	0.60	38,800	<b>0.475</b> <b>(-0.125)</b>	<b>30,700</b>	<b>0.35</b> <b>(-0.25)</b>	<b>22,600</b>
第3段階	住民税非課税世帯で「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を控除した額+年金収入額」が120万円超の方	0.70	45,300	0.70	45,300	<b>0.675</b> <b>(-0.025)</b>	<b>43,700</b>	<b>0.65</b> <b>(-0.05)</b>	<b>42,100</b>

※1 ここていう「合計所得金額」は、現行の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いる。

※2 ( )内の数値は、本則の保険料率と軽減後の保険料率との乖離。

#### 4 軽減措置による影響額とその財源

上記の措置の2019（平成31）年度の介護保険料への影響額は下表のとおりです。

**表2 軽減措置が与える2019（平成31）年度の介護保険料への影響額**

	調定見込額（全額）	内、低所得者に係る軽減額 （対象者見込数）
新たな軽減を実施しない場合の保険料調定見込額	2,024,248,600 円	18,550,400 円 (5,797 人)
新たな軽減を実施した場合の保険料調定見込額	1,973,135,500 円	69,663,500 円 (10,605 人)
2019 年度に新たに軽減となる保険料額	▲51,113,100 円	▲51,113,100 円 (4,808 人)

※（ ）内は、低所得者に係る保険料の軽減額合計。

また、減額による保険料減収分を補填する財源は、国が2分の1、都が4分の1を負担し、残りの4分の1を市町村の一般会計からの繰入により負担することとされています。

#### 5 条例改正について

##### （1）改正の内容について

軽減措置を実施するにあたり、2019（平成31）年第1回定例会において、「東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例」を上程します。改正案の主な内容は、以下の3点です。

- ① 低所得者保険料の軽減の実施に係る条例の整備（第9条第2項改正、第3項・4項を追加）
- ② 介護保険法施行令の改正（平成30年8月1日）に伴い、条例中の参照政令の条数に条ずれが生じたことへの対応（第9条第1項第6号の改正）
- ③ 申告書の提出がない第1号被保険者の保険料段階に関する規定の削除

##### （2）条例の施行日について

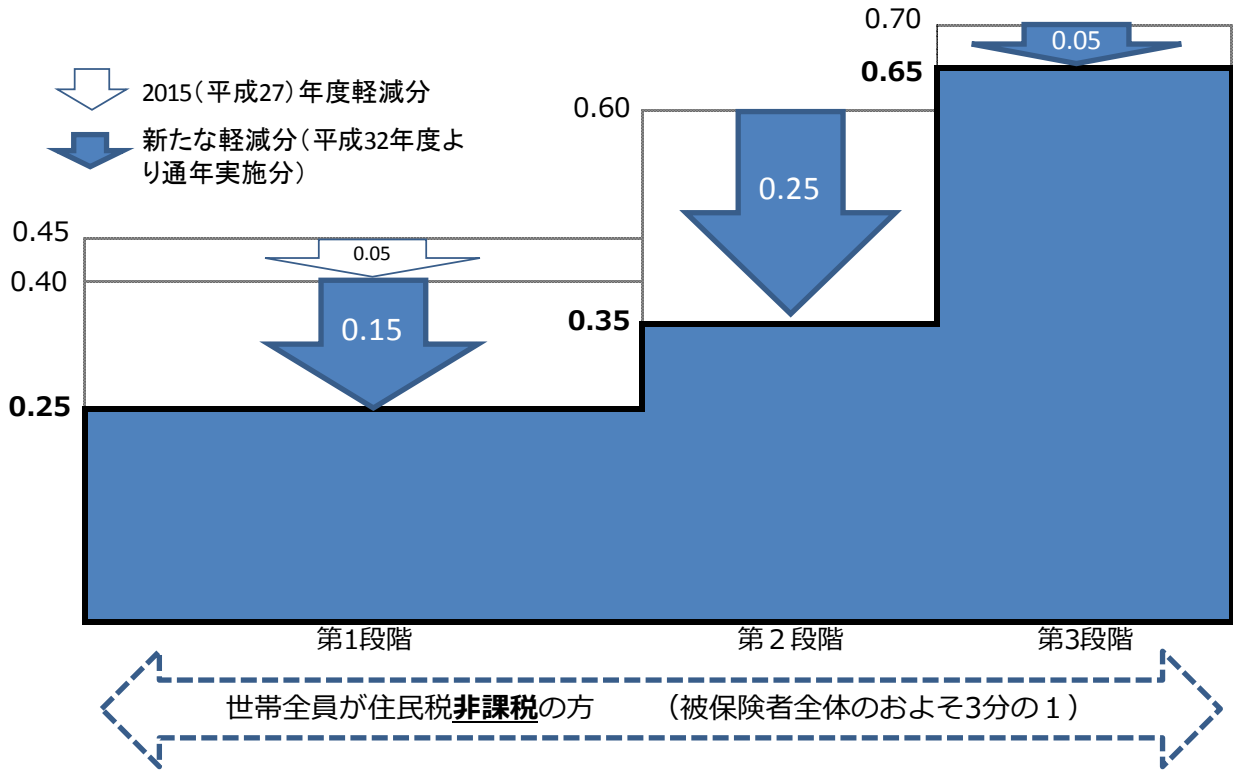
低所得者保険料の軽減に係る改正条例案の施行日については、2019（平成31）年度中に改正が予定されている「介護保険法施行令」（以下、「政令」という。）の公布にあわせて施行するのが妥当であるところ、政令の公布日は2019（平成31）年3月最終日までずれ込む見込みです。

このことについて、市町村の条例制定の時期・手続について、「年度末までに保険料軽減を反映した条例改正を行い、軽減強化の具体的な軽減幅等も、政令の公布を待たずに条例に規定するが、その部分の施行期日を規則委任とする」案が国より示されたところです。

このため、改正条例のうち、上記の（1）の①については施行期日を規則に委任することとし、②と③については公布日から施行することとします。

【別紙：2019・2020年度の低所得者保険料軽減強化の概要図】

【2020（平成32）年度より通年実施】



【2019（平成31）年度】10月からの6カ月間分の実施 →軽減幅が2分の1（半年分）になる

